

## 平成28年後半 2つの給付金のお知らせ

### 平成28年度臨時福祉給付金 障害・遺族年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、平成28年度も引き続き臨時福祉給付金の支給を行います。

また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい年金受給者の方を支援するため、障害・遺族年金受給者向け給付金を今年度に限り実施します。

2つの給付金の対象要件に該当する場合は両方を申請することができます。

#### 支給対象者

#### 支給額

#### 平成28年度臨時福祉給付金

- (1) 平成28年1月1日時点で豊島区に住民登録をしている方
- (2) 平成28年度の特別区民税・都民税（均等割）が課税されていない方  
ただし、課税されている方の扶養親族（配偶者特別控除、青色・白色事業専従者含む）になっている方や、生活保護を受けている方などは支給の対象外となります。

1人につき

3千円

(1回限り)

#### 障害・遺族年金受給者向け給付金

- (1) 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者である方
- (2) 平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方※1

※ただし、平成28年度に実施した高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給した方は、障害・遺族年金受給者向け給付金を受給することはできません。

※1 該当の方にはこのような通知書が届いています（★印が印刷されています）。



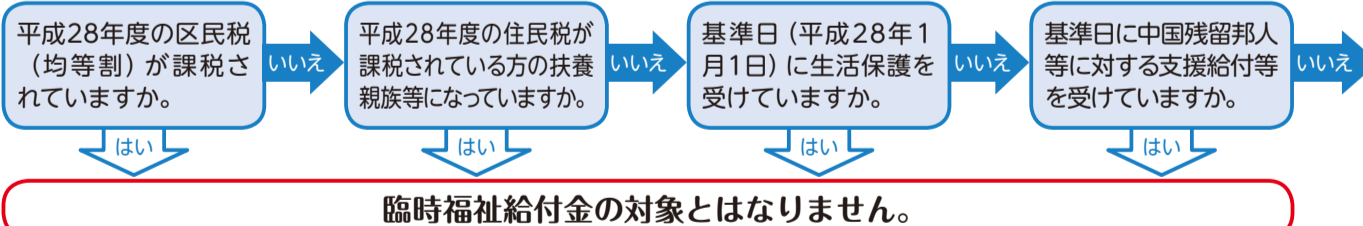
1人につき

3万円

(1回限り)

### 支給対象か確認してみましよう

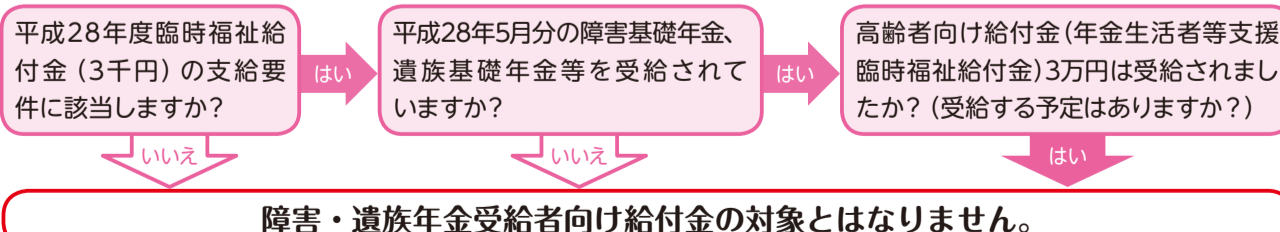
#### 平成28年度臨時福祉給付金フローチャート



▶カクニンジャ



#### 障害・遺族年金受給者向け給付金フローチャート



障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象となる可能性があります。



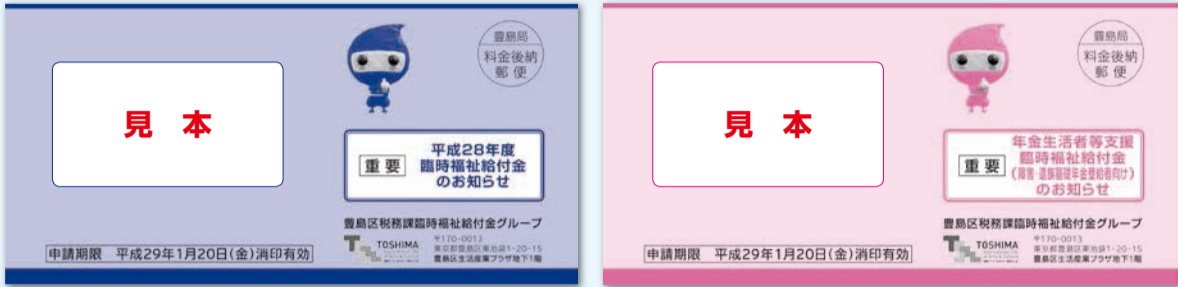
2つの給付金の対象に該当する場合は、両方を受け取ることができます。その場合、両方の申請が必要となります。ただし、平成28年度に実施した高齢者向け給付金を受給した方は、障害・遺族年金受給者向け給付金を受給することはできません。

# 平成28年度臨時福祉給付金 障害・遺族年金受給者向け給付金

申請期間

平成28年9月6日(火)～  
平成29年1月20日(金)

## — 申請の流れ —

申請書の受領	<p>★ 9月6日(火)以降、支給対象と思われる方に順次申請書が区から届きます。</p> 
申請書の記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お手元に届いた申請書に必要な事項を記入してください。</li> <li>● 本人確認書類等の写しを申請書に添付してください。</li> <li>● 現金での支給は行いませんので必ず金融機関等の記入と預金通帳の写しを添付してください。</li> </ul> <p>※申請書に同封の記入例を参照してください。</p>
申請書の送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請期間は平成28年9月6日(火)から平成29年1月20日(金)までです。</li> <li>● 返信用封筒で郵送してください(平成29年1月20日消印有効)。</li> </ul> <p>※下記臨時福祉給付金受付・相談窓口への持参も受け付けます。</p>
区での審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出された申請書等を区が審査します。</li> <li>● 押印漏れや添付書類が不足しているなどの場合は、「不備通知書」を送付しますので、再度提出してください。</li> </ul>
審査結果の通知受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支給が決定した方には「支給決定通知書」が、不支給となった方には「不支給決定通知書」が届きます。</li> </ul>
給付金の受取	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定された口座に給付金が振り込まれます。</li> </ul> <p>※区では給付金の支給を、10月から順次行います。</p>

### ■ 臨時福祉給付金受付・相談窓口

給付金に関することや申請書の記入方法などの相談窓口を開設しています。また、申請書類の提出も受け付けます。

土・日・祝日・年末年始を除く平日午前8時30分～午後5時15分  
平成29年1月20日(金)まで

豊島区  
生活産業プラザ  
地下1階

(東池袋1-20-15)



### ■ 臨時給付金専用コールセンター

臨時給付金専用ダイヤル

きゅうふしきゅう

☎ 6890-9249

(土・日・祝日・年末年始を除く平日午前8時30分～午後6時30分)  
コールセンターのご利用は、平成29年2月28日(火)まで

### ■ 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請はお済みですか？ 締切間近!!

現在、「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の申請を受け付けています。対象と思われる方には「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)申請書」を5月中旬より随時送付しています。再度郵便物を確認のうえ、まだ申請していない方は早めの手続きをお願いします。制度の詳細についてのお問い合わせや、申請書がお手元になくとも給付金に該当していると思われる場合は、臨時給付金専用コールセンターにお電話ください。

**申請期限 平成28年8月31日(水)** ※当日消印有効。平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金とは期限が異なります。期限までに申請をしなかった方には、給付金のお支払いができませんので、ご注意ください。

